

廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト

1 施設内でのごみの適正区分(各フロア、各フロア内居室での分別)

- ☐ ごみの種類ごとに、分別ボックスを設置している（例：缶、びん、ペットボトル、プラスチック類、紙類）
- ☐ 分別ボックスは、フロアごとに設置されている
- ☐ 分別ボックスは、利用しやすい場所に設置されている
- ☐ 分別ボックスには、わかりやすい表示がある（ごみの分別方法を説明するポスター、説明書など）
- ☐ 分別ボックス内のごみは、適切に区分されており他の種類のごみの混入はない
- ☐ 従業員や来訪者は、分別の取組を理解している

2 保管場所(ごみ置場)での適正区分

- ☐ 資源化可能な紙類と一般廃棄物と産業廃棄物のそれぞれの保管場所がある
- ☐ 保管場所には、排出者（従業員、清掃員など含む）、許可業者（廃棄物収集業者）がわかりやすいよう、ごみの種類ごとにしやすい表示がある
- ☐ 産業廃棄物の保管場所には、産業廃棄物掲示板が設置されている
- ☐ 保管場所は、水洗いや清掃が徹底しており、衛生的である
- ☐ 保管されている廃棄物は適正に区分されており、資源化可能な紙類と一般廃棄物と産業廃棄物がそれぞれ混入しないようになっている
- ☐ 一般廃棄物には中身の見えるごみ袋を使用している
- ☐ 十分な保管場所が確保できない場合、排出について許可業者と相談している（廃棄物の品目によって曜日を替える、ごみ袋の色を分けるなど）

3 廃棄物処理業者の選択

- ☐ 許可証（コピー）によって許可品目、有効期限、処理能力など産業廃棄物の処理を委託できるか確認する

4 委託契約

- ☐ 一般廃棄物、産業廃棄物それぞれの処理委託契約を締結している
- ☐ 産業廃棄物処理委託契約は、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと契約している
- ☐ 産業廃棄物処理委託契約は、書面で行っている
- ☐ 処理委託契約書に必要な事項は全て正確に記入している
- ☐ 産業廃棄物処理委託契約書には、それぞれ収集運搬業者・処分業者の許可証のコピーが添付されている
- ☐ 委託契約書は契約期間終了後5年間保存している

5 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理

紙マニフェストの場合

- ☐ 産業廃棄物を排出するごとに、交付している
- ☐ マニフェストの記載事項は全て正確に記入している（日付、交付者名、廃棄物の種類、量など）
- ☐ 処理業者からは、B2票、D票、E票が期限内に戻っている
- ☐ 排出事業所にはA票、B2票、D票、E票が全てそろっている
- ☐ マニフェストは5年間保存している
- ☐ マニフェストが返送されたら、処分先などが契約書通りとなっているか確認している

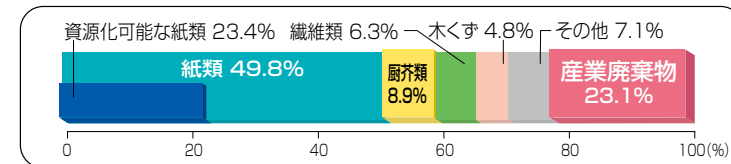
電子マニフェストの場合

- ☐ 産業廃棄物を排出してから3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録している
- ☐ 情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）を確認している

4 製造業

- 電気・電子製造業
- 建築・装材製造業
- 菓子製造業
- 製麺製造業
- 鍛造製造業
- 金属部品製造業
- ポンプ製造業
- 印刷製造業
- プラスチック製品製造業
- 輸送用部品製造業
- 木造・木製品製造業

製造業から一般廃棄物として排出されたごみの組成



一般廃棄物に混入して排出されている産業廃棄物

廃プラスチック類

ペットボトル、飲料・食品ボトル、日用品ボトル、容器・包装小型容器、プラ成型品、プラコップ、緩衝剤、ビニールひもなど

金属くず

飲料水の缶、食品・調味料の缶、缶詰の缶、スプレー缶、電池、金属製品など

ガラスくず

飲料水のびん、食品・調味料のびん、日用品のびん

ゴムくず

ゴム製品

処理の方法

廃棄するものは、**産業廃棄物**として処理してください。

現在の収集業者にご相談ください。

5 病院・医療機関

- 病院
- 診療所
- 歯科診療所
- 介護施設
- 社会福祉施設
- 老人ホーム
- デイケアセンターなど

一般廃棄物に混入して排出されている産業廃棄物

廃プラスチック類

ペットボトル、日用品ボトル、点滴用プラボトル、梱包・輸送用の容器包装、緩衝剤、ビニールひも、ビニール手袋、フォーク、スプーン、ストローなど

金属くず

飲料水の缶、食料・調味料の缶、スプレー缶、電池など

ガラスくず

飲料水のびん、食品・調味料のびんなど

ゴムくず

ゴム製品

病院での廃棄物処理委託契約

病院・医療機関でのごみの処理は、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理委託契約が必要となります。注射筒、点滴バッグ、ディスポーザブル手袋などで感染性ではないプラスチック・ゴムを一般廃棄物に絶対に混入しないでください。

徹底して分別し、必ず産業廃棄物として処理してください。

※感染性廃棄物は、特別管理産業廃棄物として、別途処理委託契約を締結し、適正に処理してください。

※参考

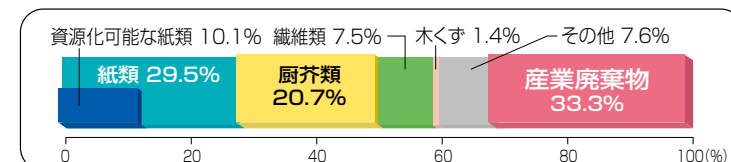
環境省 感染性廃棄物関連

検索

6 宿泊業

- ホテル
- 特区民泊施設など

宿泊業から一般廃棄物として排出されたごみの組成



一般廃棄物に混入して排出されている産業廃棄物

廃プラスチック類

ペットボトル、飲料・食品ボトル、容器・包装小型容器、プラコップ、レジ袋、緩衝剤、ビニールひも、プラ成型品、フォーク、スプーンなど

金属くず

飲料水の缶、食料・調味料の缶、スプレー缶、電気製品など

ガラスくず

飲料水のびん、化粧品びん、食器、電球など

ゴムくず

ゴム製品

処理の方法

廃棄するものは、**産業廃棄物**として処理してください。

現在の収集業者にご相談ください。